

○桑名広域清掃事業組合変動型最低制限価格制度実施要綱

平成26年5月19日

告示第6号

改正 令和2年9月1日告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名広域清掃事業組合が発注する建設工事及び維持業務委託並びに測量業務及び建設コンサルタント業務等について、過度な低入札価格での受注による品質の低下を防止するため、桑名広域清掃事業組合契約規則の特例に関する規則（平成26年桑名広域清掃事業組合規則第2号）第2条において準用する桑名市契約規則の特例に関する規則（平成16年桑名市規則第56号）第6条第2号の規定に基づき、変動型の最低制限価格を算定することについて必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 前条の規定に基づく必要な事項は、桑名市変動型最低制限価格制度実施要綱（平成23年桑名市告示第190号）を準用する。この場合において、同要綱第1条中「桑名市」とあるのは「桑名広域清掃事業組合」と、「桑名市契約規則の特例に関する規則（平成16年桑名市規則第56号）第6条第2号の規定」とあるのは「桑名広域清掃事業組合契約規則の特例に関する規則第2条において準用する桑名市契約規則の特例に関する規則第6条第2号の規定」と、同要綱第6条中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年9月1日告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。